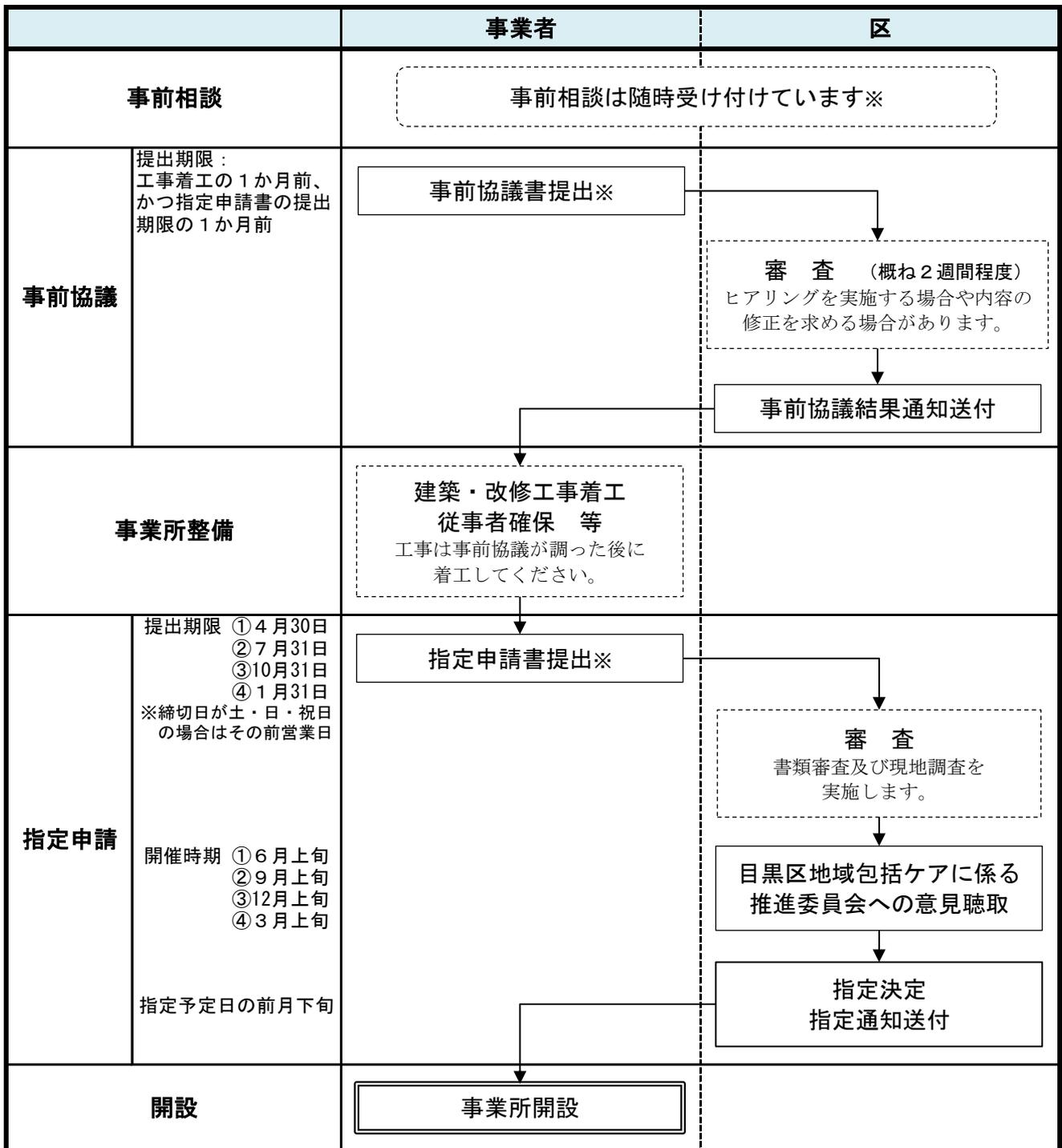


地域密着型サービス事業所開設までの流れ（事前協議を実施する場合）

この流れ図は申請内容に問題がない場合の一般的な流れを記載しています。

事前協議書及び申請書は、所定の書類が調った段階で收受いたします。提出期限までに書類が調わない場合は希望日に指定できませんので、間に合うようご注意ください。



※事前相談、申請書等の提出の際は、必ず予約した上でご来庁ください。